

## 逗子市内保育所利用調整基準の見直しについて

### ○保育所利用調整の基準とは

認可保育所や小規模保育事業等の保育施設の利用については、国の定めに基づき市で各保育施設への入所を調整します。その際、各ご家庭の状況を踏まえた優先度を調整するため、本基準による基本点数及び調整点数により点数化するものです。

### ○見直しの概要

社会情勢の変化に伴い、申請者の保育を必要とする状況も変化してきたことから、より公平性を高めるため、現在の利用調整基準の見直しを行います。多子世帯の負担の軽減を図り、真に保育が必要な人が市内保育施設を利用できるようにします。

この利用調整基準は、令和4年4月入所（令和3年11月申請開始）から適用します。

### ○基準の見直し

- 基本点数表のAとBについて、改訂前のA家庭外労働、B家庭内労働を、A居宅外労働、B居宅内労働に変更する。（点数など変更なし）
- 基本点数表のDについて、求職活動を目的に子どもを保育施設に入所させるのであれば、最低就労時間と同等に求職活動を行い、速やかに就職していただくため、「入所後週16時間以上の求職活動、開業準備をする場合」と追記する。（点数など変更なし）
- 基本点数表のEについて、「出産のため保育にあたれない場合」と表記を変更する。（点数など変更なし）
- 基本点数表のFについて、改訂前は出産も含めて「その他」として「疾病/出産/障がい」となっていたものを、「出産（基本点数表E）」と「保護者の疾病、障がい」に分け、さらに「入院・自宅療養」「通院」「心身障がい」に分ける。  
「入院」については、「入院（1月未満）」を削除し、「入院（1月以上）」と「常時臥床」を統一する。（点数など変更なし）  
「通院」については、改訂前の「通院（週3日以上）」を「通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合」（30点）と「通院・加療で保育が必要な場合」（10点）の2つに分ける。  
「心身障がい」については、「重度」と「中度」に分け、障害者手帳等の等級を記載する。（点数など変更なし）
- 基本点数表のGについて、「入院」と「自宅」に分け、「入院」はA居宅外労働の時間数、「自宅」はB居宅内労働の時間数を準用する。  
入院の看護を週35時間以上している方は50点、自宅での介護を週16時間している方は30点となる。

- 基本点数表のHについて、「就職に必要な技能習得のために月に64時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合」と表記を変更する。(20点)
  - 改訂前の「保護者の年齢が65歳以上の場合」については、就労要件との重複や、疾病要件や福祉的配慮が必要との判断となる場合もあることから、削除する。
  - 基本点数表のIについて、「災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用」と表記を変更する。(点数など変更なし)
- 
- 調整点数表について、改訂前は分類が無く分かり難かったため、ア～オに分類する。
  - 調整点数表の1について、非正規職員やパートタイム職員でも育児休業を取得できるようになったことから、「産休・育休明けの復職」と表記を変更する。(点数など変更なし)
  - 調整点数表の2について、子どもが1歳半になるまでに復職した場合に加点するため、「法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合(0,1歳児クラスまで)」と表記を変更・追記する。(点数など変更なし)
  - 調整点数表の3・4について、改訂前は保育士加点が20点、幼稚園教諭加点が10点であったものを、保育士・幼稚園教諭ともに不足していることには変わりはないため、就労時間で加点数を区別する。  
調整点数表の3はフルタイムに近い就労時間で20点、調整点数表の4は非常勤で10点である。
  - 調整点数表の8について、単身赴任等で保護者のどちらかが不在になると負担が大きくなるため、加点する。(1点)
  - 調整点数表の11について、「既に同じ保育施設にきょうだいが入所している場合」と表記を変更する。(点数など変更なし)
  - 調整点数表の12について、「きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合」と表記を変更する。(点数など変更なし)
  - 調整点数表の13について、やむを得ずきょうだいが別々の園に入所している場合、送迎等の負担が大きいため、どちらか一方の園にそろえるための転園に対して加点する。(30点)
  - 調整点数表の14について、双子以上の多胎児が同一の園に同時に申し込む場合、加点する。(1点)
  - 調整点数表の15について、同居する小学校第3学年までの児童が3人以上いる多子世帯に対して加点する。(1点)
  - 調整点数表の16について、改訂前の括弧書きの表記を入所申請のしおりに記載することを前提に、「小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児」と表記を変更する。(点数など変更なし)

- 調整点数表の 17 について、市内の認可外保育施設は特色のある保育をしており人気も高いため、「市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上かつ週 16 時間以上利用している場合（市外在住者を除く）」と表記を変更し、加点数を変更する。（1 点）
- 調整点数表の 18 について、「転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入前の保育施設等に引き続き入所している場合」と表記を変更する。（点数など変更なし）
- 調整点数表の 19 について、育休から復帰したときに子どもが入所できない可能性がある心配から、育休中に自分で育てたいにもかかわらず上の子どもを仕方なく預けることのないよう、復職後の入所に安心感を持ってもらうため加点する。（30 点）
- 調整点数表の 21 について、保育の無償化により副食費（給食のおかず代）を徴収することとなったため、「在園、卒園児にかかわらず 3 か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合」と表記を変更する。（点数など変更なし）
- 調整点数表の 22 について、順位の低い希望園に入所が決定した場合などに内定を辞退するケースがあるが、それにより入所を希望していた別の方が入所できないことにもつながるため、内定の辞退に対して減点する。（△10 点）
  
- 改訂前の調整点数表の 3 について、ほとんどの方が生活のために就労をしており、判断が難しいため、削除する。
- 改訂前の調整点数表の 4 について、点数を設けず個別判断とすることが望ましいと考えたため、欄外に記載する。
- 改訂前の調整点数表の 10 について、無計画な入所希望による内定辞退につながるため、削除する。
- 改訂前の調整点数表の 12 について、翌年以降の入所希望にもかかわらず加点を得るために入所が難しい園の入所希望を出し、入所の決定が出てしまった場合の内定辞退につながるため、削除する。